

事務連絡
令和3年2月12日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定について」に係る情報提供について

日頃より、厚生労働行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき、令和3年2月9日、別添のとおり「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）を閣議決定したところです。今般、厚生労働省子ども家庭局より、別紙のとおり、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定について」（令和3年2月9日子発0209第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）が、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知されましたので、情報提供いたします。

各都道府県におかれては、成育医療等基本方針の内容について御了知いただくとともに、法第19条第1項及び「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令」（令和元年政令第170号）第8条において、都道府県は医療計画の作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする等との記載がありますので、当該計画の作成の際に、御参考にしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村にも周知していただくようお願いいたします。